

【 検 査 】

4 8 3 輸血料の算定がない輸血前検査の算定について

《令和 7 年 3 月 3 1 日》

○ 取扱い

- ① 輸血前又は輸血予定の記載がある場合の輸血前検査の算定は、原則として認められる。
- ② 輸血前又は輸血予定の記載がない場合の輸血前検査の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

輸血の実施に当たっては、肝炎ウイルス等の感染リスクを考慮して関連検査を実施する必要がある。したがって、輸血料の算定がない場合における輸血前検査は、輸血前又は輸血予定の記載がある場合は原則として認められるが、これらの記載がなくレセプト内容からも輸血前又は輸血予定であることが判断できない場合はその必要性は認められない。

以上のことから、上記①の輸血前又は輸血予定の記載がある場合は原則として認められ、②の記載がない場合は原則として認められないと判断した。